

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設の設計及び工事の計画の認可申請に係るヒアリング（5）

2. 日時：令和5年7月13日（木）16時00分～16時44分

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室（TV会議により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

金子安全規制調整官、伊藤主任安全審査官、中澤安全審査官、
加藤試験炉係長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所

技術主席 他6名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課

技術副主幹 他2名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

資料1 廃棄物管理施設の設工認申請における質問回答票

資料2 大洗研究所廃棄物管理施設に係る「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」への適合性確認整理表

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	規制庁の赤沢です。それでは本日のヒアリング開始いたします。本日はですね、以前のヒアリングを踏まえまして、別表 2、
0:00:12	技術基準への適合性確認整理表の修正版をいただいておりますので、まず、前回からの変更点を簡単にご説明いただけますでしょうか。
0:00:44	権利。
0:00:46	はい。原子力部庄司です。よろしくお願いします。
0:00:51	堂は前回との変更点ということで、資料をですね、
0:00:56	別表 2 の方を直しております。
0:01:02	これについてはですね、
0:01:05	質問回答標榜でですね前回以降ですね、14 番から追加してございますが、それに基づいてですね、回答の方を、
0:01:17	直してるというところがございます。
0:01:20	別表 2 の方にですね、木田氏を書いてございまして、この質問回答表と対応した形でですね番号の方、記載をしているものでございます。
0:01:30	別表 2 の上から順番にご説明させていただきますと、
0:01:36	まずAR後 7 月 3 日の面談でのコメントNo. 21 ということになりますけども、これについてはですね安全施設について、
0:01:49	安全設備、Eの欄がございましたが、これについてはですね廃棄物管理施設、
0:02:00	としてはですね安全機能を有する施設ということでグレード分けを行っているのは行っていますが、クラス、
0:02:09	1 にはないということで、場所にも記載があるということで、これについてはですね、すべてクラス 3 の施設ということで、この表からですね、
0:02:20	削除をするということで
0:02:23	別表 2 の方はこの二つの欄を削除した形で表を記載してございます。
0:02:31	それと、
0:02:33	その下でございますが、7 月 3 日のナンバー24 ということで、
0:02:40	コメントいただいておりますが、
0:02:43	これは原価系の処理場と、
0:02:45	企画した時にですね、地震による損傷の防止の第 1 項についてはですね、要求事項は変わってないと。
0:02:53	いうご指摘がございました。これについてはですね、確認しましたが、確かに要求事項自体は変わってないということで、
0:03:02	お笑いとしてもですねこの第 1 項については、新規制基準追加要求事項の欄の黒丸についてはですね、対象を外ということで、そこを空欄にしております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:18	ということでその左側ですね、右側ですね、沖郷についてはですね。
0:03:23	二重丸という記載をしておりましたが、これについては、すべて三角の記号ということで
0:03:32	見直しているというものでございます。
0:03:37	それとその右側でございますが、7月3日のコメントNo.14と記載してございます。これについてはですね、あのフローを町でですね、
0:03:49	判定のところ
0:03:53	7型の記号を追加したということで、ご説明はしておりましたが、
0:03:58	それは添付6で説明すると、技術基準の適合性で説明するというお話でございましたが、これについてもですね本文、設計方針の変更になるだろうということもございまして、
0:04:10	こちらについてはですねひし形の方、フローも見直し、見直しますが、こちらの表についてもですね、見直しまして7型であったところについては、
0:04:22	一重丸、いわゆる対象施工の対象施設ということで、
0:04:27	7型の方0、2へ変更しているというものでございます。
0:04:35	それとその下でございますが、近くで、赤い枠でくくっている部分のその下でございますが、規格上、
0:04:46	各ビルがでございます。これになります。これはですね、3日のコメントがないということになりますが、設備の技術基準の説明する上でですね、ある程度まとまった範囲で、
0:04:58	説明を個々の施設、機器の単品ではなくてですね系統として設備ごとに説明することになる、なりますので、その設備のくくりですね。
0:05:11	を示したものでございます。これについてはですね以前建てんになりますので、その設備ですね、を示して宛いわゆるその設備で縦で色分けするというご説明をして、
0:05:25	おりましたが、今回の提案ということで、横尾ですね、各条文ごとにですね、結果的にウエノ設備ごとにまとめておりますけども、説明する上で必要な系統を構成する設備という意味でですね。
0:05:40	それぞれその範囲飯尾をくくっているものでございますので、このとった範囲の中でですね、
0:05:48	技術基準の方の適合性の説明を行うという意味でございますので、例えば
0:05:57	建屋で言うと、建屋と柵壁等ですね、それを合わせて説明する、その右側の排気挑発装置1についてはですね。
0:06:07	上の方でいきますNo.4からNo.11までを含んでですね、こちらで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:12	これ、11 までの機器等を含めてですね、廃棄蒸発装置 1 の説明をするというものでございますので、この括りくくったものの単位で、今後、
0:06:26	適合性の説明を行うというものでございます。この辺についてはわかりやすいかどうかということでご確認いただければというふうに考えております。
0:06:39	その右側でございますが、7 月 3 日のナンバー 15 ということに記載してございます。
0:06:48	これについてはですね。
0:06:59	すいません、分析誘導をの件でございます。
0:07:03	分析風洞についてはですね、もともと化学処理装置の一部でございましたが、今回化学処理装置を使用停止するというので、位置付けをですね、蒸発装置 1 の分析風洞ということで変えると。
0:07:18	ということで今回それが変更になるということで、一重丸にしていたものでございます。
0:07:25	ただ、前回の面談においてですね、その辺、既設のものには変更ないということ。
0:07:32	もありまして、二次一重丸であったもの、これを 20 万。
0:07:39	15 番についてはですね三角にしており、閉じ込めについてはですね三角に見直ししております。同じようにですね、その下、フードについてはですね安全機能については、
0:07:51	既設のものとは変わらないということで、これは一重マルから二重マル。
0:07:56	さらに 19 条をでございますがこちらについてもですね、既設のものに変更がないということでこちらについては、
0:08:06	二重マル。
0:08:07	ということで条文によって変わりますけども、
0:08:11	見直しを行っているものでございます。
0:08:20	大きな変更はそ、今の点でございましてあと下ですね凡例のところでございますが、7 月 3 日の 14 番ということで、
0:08:30	先ほど外部事象のところでも、ひし形の記号を一重丸に変更したということ。
0:08:38	を説明しましたが、それに伴いまして判例についてもですねし方の説明がございましたが、そちらについては削除しております。
0:08:50	それとは、同じく凡例でございますが、7 月 3 日のナンバー 22 と書いてございます。二重マルの説明でございますが、そちらについてはですね、新規性基準要求である、過去の設工認申請。
0:09:05	ということで等ということで記載しておりました。後、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:09	3日の説明で保安規定等だというご説明しましたが、基本的には申請のものをでするので等ということとはとりまして、申請で要求事項を満たしてることを、
0:09:22	説明をつくという位置付け。
0:09:24	になりますので、そこについては削除したという変更になってございます。
0:09:32	変更については、この1ページで大体ご説明はできますがそれ以降ですね、2ページ目以降については同じような考えで今回の見直し、グルーピングの意味でもですね、マーカ-の枠でくくっている。
0:09:47	2ページ以降はそういう形になってございます。
0:09:55	前回等の変更点日、今回提出した資料については以上になります。
0:10:01	はい。ご説明ありがとうございます。
0:10:04	それでは規制庁側から、前回の変更まずは前回からの変更点について、何かコメントございますでしょうか。
0:10:24	伊藤さん、何かございますか特によろしいでしょうか。
0:10:35	見当規制庁伊東です。
0:10:38	好転についてという点では、
0:10:45	資料全体じゃなくて新規分、はい。まずは変更点。
0:10:53	何かございましたらお願いします。
0:10:56	今の時点ではないです。ありがとうございます。
0:11:01	はい。
0:11:03	特に規制庁の中沢です。グルーピングしていただいたところ等わかりやすくなっていまして、
0:11:15	修正の方ありがとうございます。それでは、
0:11:20	変更定員、
0:11:21	今回変更したところ以外ですね資料全体について、
0:11:26	規制庁側から、※のコメントに移りたいと思います。
0:11:35	すいません規制庁中澤ですけれども、
0:11:38	今回、今処理場として例えば、ですね、第6条第1項のところ、新規制基準追加要求事項の黒丸を削除。
0:11:51	していただいていますけれども、
0:11:54	他にもちょっと、
0:12:00	処理場等の整理が、まだ、
0:12:04	十分ついていないのかなというところがございまして、まず第8条、外部事象のところなんですけれども、
0:12:15	処理場ではですね、風や積雪等を二重丸にしていたかと思ったんですけれども、
0:12:28	小原廃棄物管理施設の方では、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:32	申請が必要ということなんでしょうか。
0:12:45	はい、原子力不祥事です。
0:12:47	はい。そういう意味ではですね、今の現在ですね新規制基準追加要求事項の欄についてはですね、原価県の方と比較してですね今精査しているところでございます。
0:13:00	まずその中で6条の第1項については、確かに要求事項自体は変わっていないということで判断しております。その他についてもですねご指摘ございました第8条のところについてもですね。
0:13:14	この辺は今から細かくですね、確認する、今確認中。その他の条文についてもですね今確認中でございます。
0:13:24	全体の指摘でもございましたところもありますので、それについてはもう、
0:13:31	確認でき次第ですね、資料に反映した形でまたご説明したいというふうに考えてございます。
0:13:41	規制庁の戸澤です。検討中ということで承知いたしました。
0:13:53	続いて、規制庁の岡沢ですけれども、ちょっと飛びまして4ページ目、
0:14:01	なんですけれども。
0:14:02	34番から37番、出入り関係課へ出入り管理関係設備のところ、設備が四つ並んでおりますけれども、
0:14:15	この設備について技術基準への、
0:14:24	南條に対応するかっていうのを見ていくと。
0:14:27	第12条にしか印がついていないという状態なんですけれども、
0:14:36	この出入り管理、
0:14:37	出入り管理関係設備の具体的な安全機能っていうのは何になるんでしょうか。
0:14:55	はい。原子力を東海林です。はい。その件についてもですね、前回の面談でもございましたが保管廃棄設備についても同じようなご質問いただいているところはコメントいただいていると。
0:15:08	いうふうに考えてございまして、今、合わせてですね、
0:15:12	その許可を確認しながらですね、方向性について検討しているというところでございますので、当然ながら12条だけということではございませんのでその他
0:15:25	維持しなきゃいけない安全機能ということで、
0:15:28	こちらについても今検討中ということ。
0:15:32	検討しているところでございます。
0:15:35	規制庁の片田です。はい。承知いたしました。保管廃棄設備と同様に、ご検討よろしく申し上げます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:01	規制庁の中澤です。すみませんちょっと前後しまして、また1ページ目のところに戻っていただきたいんですけども。
0:16:11	ちょっと細かい点になるんですが、No.11の主要配管のところですね、第18条のところ。
0:16:22	18条第2項、第18条第2項のところは0になっていますけれども、主要配管以外は二重丸という状態でして、
0:16:36	これは主要配管だけで処理の能力の基準適合を説明されるってことなんですか。ちょっと確認させてください。
0:16:52	はい。原子力は小路です。はい。この18条。
0:16:57	のですね、主要配管、No.11でございますが、基本的にはですね全体構成とする機器配管を含めてですね。
0:17:10	技術基準の方はご説明することになります。ただ今回ですねこれマルつけてるところはNo.11のところを見ていただくと、使用停止。
0:17:24	使用の停止に関わるものということで、青でありと記載しているということもあってですね。
0:17:31	システムとして兵士経営し盤を入れるシステムがある。
0:17:37	ということで、我々としてはその説明が必要かなということで考えておりました、ここについてはそういう意味で一重丸ということにつけさせていただいております。
0:17:49	1時までにはそういう意味でございます。
0:17:58	規制庁中田です。なるほど。
0:18:04	すみませんちょっと少々お待ちください。
0:18:48	規制庁中沢です。すみません。先ほどのご説明、ありがとうございました。
0:18:58	続いてですね、2ページ目の方に移りまして、
0:19:07	12番から17番ですね、使用化学処理装置。
0:19:12	の使用の停止の方に係るものですが、
0:19:20	そうですね、許可。
0:19:23	先日の許可の際にはですね、
0:19:29	解体するまで、閉じ込めの機能を維持するっていうご説明があったと思うんですけども。
0:19:36	そう考えるとですねとじ込め閉じ、
0:19:42	次、
0:19:43	すみません。
0:19:45	第12条第1項、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:48	いや、その他の対し、地震による損傷の防止等がバーになっているんですけども、閉じ込め機能の維持が引き続き要求されるのであれば、何かしらバー以外の記号がつくのではないかと考えているんですけども。
0:20:04	いかがでしょうか。
0:20:15	はい。原子力を庄司です。はい。化学処理装置の使用停止に関してはですね、基本的に
0:20:24	現状の状態から除染をすると。
0:20:28	いうことで考えておまして、除染してですね例えば閉じ込めとか、そういう機能を、を、
0:20:36	なくす、真冬にするというふうに考えております。そういう意味からですと、
0:20:42	助成にして落ちればですね、その機能自体そこでもう不要になるということで、継続して
0:20:50	機能を維持する必要はないかなということで、我々としてそう考えておまして、最終的には不要、使用停止するので、そういう意味では、10
0:21:00	仕様訂正する段階においてですね、その機能を停止するという意味で、その維持を継続して行う必要はないと。
0:21:09	という判断からバーということで、記載をしております。
0:21:25	規制庁中澤です。ご説明ありがとうございます。
0:21:30	となるとですね。
0:21:50	フォールトすいません第 10 条の第 4 号炉のところ、マルがいくつかついてる設備がありますけれども、
0:22:03	この設備と体をして、
0:22:05	第 12 条の、
0:22:07	実験、
0:22:09	第 12 条や第 6 条、
0:22:12	の方も、
0:22:14	はい藤さんなんていうんでしょうかね。
0:22:21	第十条のところに丸がついていて、第 12 条のところは第 6 条のところに、
0:22:29	印がついていないってのは若干違和感があるんですけども。
0:22:33	閉じ込め機能に関する試験検層保守、
0:22:39	修理、
0:22:41	を行う必要がないんでしょうか。
0:23:04	小菅伴。
0:23:08	はい。原子力法小路です。はい。ここの記載についてはですね、化学処理装置自体は、紙を停止するというところでございますが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:21	今後ですね、化学処理装置でデータスラッチ等を処理するにあたってですね、
0:23:28	調査装置 1 日側で、
0:23:32	2、AⅡAと。
0:23:34	ちょっとスラッチとか、そういうものを送るためには繋がってる。
0:23:40	ところはあります。
0:23:41	それについては丸がついてる。
0:23:45	凝集沈殿槽とかですね、砂ろ過塔とか、配管。
0:23:50	についてはですねその系統を切り離す。
0:23:54	という、使用停止に係る措置。
0:23:59	ありますので、その辺の確認。
0:24:02	当然使用停止に係るものについては、設工認で説明を行いますけども、説明しませんが、そこ絡んでですね。それで、当然ながら閉止に向けた、
0:24:16	説明が必要だと、当然ながら対象になりますけども、説明が必要だということで、我々としては一重丸で、
0:24:24	対象として説明を行うということにしております。
0:24:33	規制庁中澤です。すいません。都丸がついている設備は、引き続き使用する廃液蒸発装置 1、
0:24:43	と繋がっているの、何か閉止版を挿入したりとか、系統の円切り、
0:24:50	が必要ということでしょうか。
0:25:02	すいません減少不祥事です。
0:25:04	すいませんちょっと訂正させていただきますと、直接繋がっているというわけではございませんが、
0:25:10	系統としてですね除染。
0:25:13	藤。
0:25:16	接触、廃液と接触しているところがあるのでその辺、そのですね除染。
0:25:22	使用停止に係る措置として除染を行うと。
0:25:26	ということでその説明をですね、使用停止に係る説明を行うという意味ではですねこの部分を除染を行う。
0:25:35	ということになりますので、その説明が必要だということで 0 にしておりますすいません直接的に繋がってる配管、繋がった蒸発装置に繋がってるというわけではございませんが、
0:25:47	扱う廃液が接触している部分で、除染が必要でその措置について説明が必要かということで、丸をつけていると。
0:25:57	いうものでございます。
0:26:10	規制庁の岡沢です。十河です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:15	除染が必要なところに丸がついていて、バーのところは、特に、
0:26:21	はい、廃液と接触していないから除染が不要。
0:26:27	であって、困る。
0:26:30	なんていうんでしょう、閉じ込めのところも、. 8%でいいと、そういうことでよろしいですか。
0:26:43	はい。原子力庄子です。はいその他、ルーのついてない設備が直接触れてないかというそれは触れているところが当然あり、触れておまして、そこについてはですね
0:26:58	機器の構造上ですね、
0:27:01	例えばその密閉できる構造とか、そういう
0:27:06	もございます。
0:27:09	配管等についてはですね閉止版をつけるのでその閉止版の所、どういう閉止版をつけるかとかですねその状態を確認するということが生じますので、
0:27:20	そういう意味ではですねその確認が必要だということで丸をつけておりますが、
0:27:30	現状0ついてるのはそうなんですけども、一応、措置が必要なところということで
0:27:40	丸をつけているということになります。
0:28:00	すいません少々お待ちください。
0:28:39	規制庁の赤沢です。すみません繰り返して申し訳ないんですけど、
0:28:48	除染が必要ないと固陋じゃせ除染が必要ない設備に記号がつかなくていい理由。
0:28:55	ていうのをもう一度教えていただけませんか。
0:29:05	はい原子力の庄子です。
0:29:07	はい。
0:29:08	そういう意味ではですね先ほど除染しないところと、いう言い方をしましたけども、基本的には日程するにしてもですね閉止版つけたり、そういうもので措置をし、必要措置の必要があるということになりますので、
0:29:26	12番から17番についてはですね再度、
0:29:30	検討させていただければと思います基本的には何か、措置は必要、必要になるものでございますので、
0:29:38	そういう観点で再度見直させていただければと思います。
0:29:46	規制庁仲田です。それでは見直しの方よろしくお願いたします。
0:29:55	すいません。規制庁の伊藤ですけれども。
0:29:58	あまりこの話は広げるつもりはないんですけども。
0:30:04	閉止版入れる入れないっていう話と、
0:30:07	技術基準の10条。
0:30:11	とじ込みの4号炉、これは堰の設置だと思うんですけども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:16	何か関係あるんでしたっけこの二つの話は。
0:30:19	要求と今の。
0:30:21	経営手腕を入れる入れないっていうのは、
0:30:35	はい。原子力を次です。
0:30:37	はい。江藤手島兵士ば入れると言ってございますが、
0:30:43	使用停止するものに関してはですね
0:30:47	あんまり影響ないんですけども今後使うところですね今まで繋がってたところについては閉止版等で経費措置するということになる。
0:30:58	廃棄物液体超の放射性廃棄物がですね。
0:31:03	施設外、いわゆるその部分から出てしまうということが考えられるのでそのための確認と、
0:31:12	いうふうに考えてございます。
0:31:16	か。
0:31:18	おっしゃりたいのは、引き続き使う設備の周りには石が、
0:31:25	必要なので、印をつけましたっていうことですか。
0:31:39	はい。原子力の庄司です。はい
0:31:44	まずそこも当然ながら季節使う方についてもですね、漏えいがございます。
0:31:50	が、
0:31:53	これについてはですね、先ほど言いました再度ちょっと確認させていただければと思います。この辺の整理は、明確にさせていただければと思います。
0:32:01	わかりました。ありがとうございます。よろしくお願いします。
0:32:23	規制庁の岡沢です。続きまして、5 ページ目に、
0:32:31	のところでして、48 番。
0:32:34	消化キーが入っているんですけども、これはちょっと確認なんですけれども。
0:32:41	もちろん消化器は障防法などでも設置が要求されているますので、既設だと思うんですけども、
0:32:51	これまでの設工認で未登録だからマルとしているということでもよろしいですか。
0:33:02	はい。原子力小路です。はい。当然ながら消防法上でも設備設置をさせていただきますので、設工認の未登録だったということになりますので今回新たに登録ブース対象として登録するということになります。
0:33:19	はい、ありがとうございます。
0:33:28	規制庁中澤です。
0:33:31	この表全体を見ていてですね、ちょっと気になったところがございまして、第 11 条、火災による損傷の防止のところなんですけれども。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:44	ほとんど代替の設備に丸がついてて、申請対象という形になっているかと思いません。
0:33:53	もちろん
0:33:57	昔の基準と比べて
0:34:02	11 条は、火災のほかに爆発の影響を考慮すること。
0:34:07	ていうのが追加されているんですけども。
0:34:13	この第一次 11 条で丸がついているのは、爆発の影響が追加されている。
0:34:24	だから、
0:34:26	あれになっているってことでしょうか。
0:34:46	原子力表彰で少々お待ちいただけますか。はい。
0:35:34	はい。原子力庄司です。
0:35:36	えっとですね先ほどコメントでございますが、11 条についてはですね、
0:35:45	技術基準の方を 2 を見たときにですね、そもそもの、
0:35:53	安全、安全上重要な施設ということで
0:35:59	3 項ですかね。
0:36:02	参考についてはですね、もともと安全上重要な施設であってという、
0:36:08	ことで、
0:36:11	要は、
0:36:14	えっと、平成 26 年の時に廃止になったもの以前のものということになりますが、それがですね今回のその改正でですね安全機能を有する施設と、
0:36:26	いうことであって、それとかつてですね安全機能を有する施設と、
0:36:31	いうことだって、爆発が入ってきた、馬場勝野入ってきたということで、割れたし、我々としてはそこが、要求事項が変更になったという認識をしまして、
0:36:41	それで安全機能を有する施設ということで説明が必要かというふうに考えておまして、
0:36:48	そういう観点で一重丸、処理施設等ですね。
0:36:53	施設、廃棄施設等については、説明が必要ということで一重丸にしたものでございます。
0:37:08	規制庁の赤沢です。すいません。ちょっと再確認ですけども。
0:37:13	張りがついているのは、
0:37:17	規則の改正に伴って、爆発に関する要求が追加されたら、
0:37:24	それから、爆発に対する影響。
0:37:30	爆発の影響を、の考慮を説明しないといけないから 0 になっている。
0:37:37	ということですか。
0:37:58	原子力不祥事で少々お待ちいただけますか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:15	原子力荘司です。
0:38:17	えっとですね、11 条についてはですね、そもそも安全上重要な施設ということで、記載を、技術基準の方記載がございましたが、今回
0:38:31	令和 2 年 7 月に、4 月まで
0:38:35	施行されてました、技術基準にですね安全機能を有する施設であって、火災または爆発と。
0:38:43	いう記載が、追加されたというか、変更になったということになりますので、もともと その、
0:38:50	安全鳥獣な施設だということで火災等についてもですね説明を行っていなかったと。
0:38:57	いうことで、今回の安全機能を有する施設であって、火災または爆発ということになりますので、そういう意味では電気の有する施設の火災も含めてですね、爆発についてもあわせて説明すると。
0:39:12	説明が必要かということで一重丸にしているものでございます。
0:39:20	規制庁中田です。以前の季節、以前の規則では、安全上重要な施設に限られています。
0:39:32	笠間ですね。
0:39:37	堤増田で 1 度しているものでございます。
0:39:43	すいません。規制庁の中澤です。以前の規則では安全上重要な施設に限られていたものが、安全機能を有する施設というふうになっていて、かさ等の影響評価の範囲が広がっているから、0 になっている。
0:39:59	ということではい。理解いたしました。
0:40:08	言われたけど、
0:40:11	規制庁側から何かコメント等ございますでしょうか。
0:40:16	規制庁の井藤です。今の中澤からの質問、もう少し確認をしたいんですけども。
0:40:24	ちょっと二段階に分けて確認したいんですが、
0:40:29	旧基準において、安全上重要な施設を対象として要求しているところについては、
0:40:38	藤記念館の中で、
0:40:42	一切その基準適合の説明は、してきていないというそういうことですかね。
0:40:49	それとも物によっては、
0:40:52	季節性適合性の説明をしているものがあるのかどっちなのかを教えてください。
0:41:21	原子力交渉図です。
0:41:24	そういう意味ではですね、
0:41:26	安全上重要な施設ということになっていたということもあって、火災評価自体が起こってなかったというんは認識はしておりますが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:39	ただ使用する材料とかについてはですね不燃性のものを、不燃材何年、何年不燃材を使うということで、そちらについては、
0:41:50	小さい上を行っておりますので、記載としてはその程度かというふうにあったというふうに考えてます。
0:42:01	すいません規制庁伊藤です。
0:42:04	もうちょっとシンプルに言いますと、
0:42:08	旧基準での火災要求への適合性の説明をしていたものがあるのかどうかという質問。
0:42:16	に対してはあるんでしょうかないんでしょうか。
0:42:32	それと原子力の庄司です。はい。その件についてはですねちょっと確認、過去の
0:42:38	設工認ちちょっと確認させていただきたいと思いますので確認 2 する時間いただければと思います。
0:42:46	議長の伊東です。わかりました。何を言いたいかという、
0:42:51	旧基準から新基準に移行する中で、
0:42:57	その非常用電源その他の安全上重要な施設っていうところからその、
0:43:02	安全機能を有する施設に拡大をしているわけなんですけれども。
0:43:07	沖衛藤旧基準で
0:43:11	特に火災等への対応という意味で、基準適合を示しているものがあるのであれば、
0:43:18	その部分の設計は変わらないんじゃないのか。
0:43:22	なのでそう、仮にそうであれば、
0:43:26	二重マルになる設備等を一重丸になる設備があるんじゃないかということで聞いていますので、ちょっと今みたいな話も含めて聞いていますので、
0:43:38	話も含めて対応なりを整理してまた説明をお願いいたします。
0:43:46	はい。原子力部長です。はい。党首も理解しました。過去の接合にですねちちょっと確認させていただいて整理させていただければと思います。
0:43:57	はい。よろしく申し上げます。
0:44:03	その他旧町側から何かございますでしょうか。
0:44:18	規制庁側からのコメント後、特にないようですので、引き続き、資料の修正の検討の方よろしくをお願いいたします。
0:44:36	それでは、本日のヒアリングは、これにて終了いたします。ありがとうございました。どうぞ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。